

令和7年度における茂原市の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年4月16日策定

1 目的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を優先的・積極的に推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全組織に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）に基づく事業所
 - ア 令第1条第1号に規定する子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、調達の推進の意義を踏まえ分野を限定することなく調達するよう努める。

5 調達の目標

令和7年度の調達目標は、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

6 調達推進方法

(1) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者就労施設等からの随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(2) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等で提供可能な物品や役務等の情報を収集・リスト化して各機関への情報の提供等により連携を図り効果的な推進をする。また、県の調達計画等の情報についても積極的に各機関への提供に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したときは、市公式ウェブサイト等により公表する。

(2) 調達実績については、概要を市公式ウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による市役所庁舎内での物品の販売や、市及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努める。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。